

令和 2 年 8 月 1 8 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会長

中 川 俊 男



病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長並びに同省子ども家庭局長の連名で、各都道府県知事等宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

「母子保健法の一部を改正する法律」及び関連する省令につきましては、令和元年 12 月 6 日に公布され、政令の定めるところにより、令和 3 年 4 月 1 日を施行期日とされているところです。

今般、改正後の母子保健法に規定された「産後ケアセンター」を、「病院、診療所又は助産所」と併設する場合等の留意点が、別添資料の通り示されました。

具体的には、患者等に対する治療、出産後 1 年を経過しない女子及び乳児に対する産後ケアその他のサービスに支障がないようにすることとした上で、（１）表示等によりそれぞれの施設の区分を可能な限り明確にすること、（２）施設及び設備を共用する場合は、それぞれの基準を満たし下回ることはないよう注意すること等、（３）従業者について兼務させる場合は、それぞれの人員要件を満たすことや、従業者数の算定に当っては、両施設における勤務実態に応じて按分すること、また、管理者が常勤を要件とする場合については、両施設の管理者を兼ねている場合は当該者を常勤とみなして差し支えないこと等が示されています。

また、施設及び設備の共用をする場合、並びに、それにより従業者の人員配置に変更のあるときは、医療法等に定める所要の変更手続を要することとなります。

つきましては、貴会におかれましてもご了知のうえ、貴会管下関係医療機関等への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

医政発 0805 第 1 号
子発 0805 第 4 号
令和 2 年 8 月 5 日

各
都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設等について

「母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第 69 号。以下「改正法」という。）」が令和元年 12 月 6 日に公布され、「母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 195 号）」により改正法の施行期日が令和 3 年 4 月 1 日と定められ、「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 149 号）」とともに、同日に施行されることになった。

改正法の趣旨等については、「「母子保健法の一部を改正する法律」の施行について」（令和 2 年 8 月 5 日付け子発 0805 第 3 号子ども家庭局長通知）によりお示ししたところであるが、病院、診療所又は助産所と産後ケアセンター（改正法による改正後の母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「産後ケアセンター」をいう。）とを併設する場合等については、下記の事項に留意されたい。また、都道府県におかれては、管内市町村への周知をして頂くようお願いする。

記

1 病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの区分について

病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターについては、患者等に対する治療、出産後 1 年を経過しない女子及び乳児に対する産後ケアその他のサービスに支障がないよう、表示等により病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの区分を可能な限り明確にすれば、併設（病院、診療所又は助産所の同一敷地内（産後ケアセンターが設置されている施設において助産所の届出をしている場合を含む。）又は隣接する敷地内（公道をはさんで隣接している場合を含む。）に産後ケアセンターを開設していることをいう。）が可能であること。

2 病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と産後ケアセンターに係る施設及び設備との共用について

- (1) 病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と産後ケアセンターに係る施設及び設備は、次に掲げる施設等を除き、それぞれの基準を満たし、かつ、各施設等の患者等に対する治療、出産後1年以内の女子及び乳児に対する産後ケアその他のサービスに支障がない場合に限り、共用（日常的に継続して利用可能な状態にあることをいう。）が認められること。

- ① 病院、診療所又は助産所の診察室

- ② 手術室

- ③ 処置室（機能訓練室を除く。）

- ④ 病院、診療所の病室又は助産所の入所室（以下「病室等」という。）

- ⑤ エックス線装置等

ただし、この場合にあっても、各施設等を管理する者を明確にしなければならないこと。

なお、空いている病室等を一時的に産後ケアセンターに貸し出すことは、日常的に継続して利用可能な状態とするものではないことから、共用に当たるものではなく、患者等に対する治療等に支障がない場合においては、引き続き、認められるものであること。

- (2) (1)の判断に当たっては、共用を予定する施設についての利用計画等を提出させるなどにより確認すること。
- (3) 共用を予定する病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備に対して医療法(昭和23年法律第205号)第27条の規定に基づく使用前検査、使用許可を行うに当たっては、共用することによって同法に定める基準を下回ることのないよう十分に注意すること。
- (4) 現に存する病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と現に存する産後ケアセンターに係る施設及び設備とを共用する場合には、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。
- (5) 関係法令の規定に基づく許可等を行うに当たっては、病院、診療所、助産所、産後ケアセンターそれぞれを所管する関係課間で十分協議の上、取り扱うこと。

3 人員について

- (1) 病院、診療所又は助産所の助産師、保健師、看護師その他の従業者と産後ケアセンターの助産師、保健師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療、出産後1年以内の女子及び乳児に対する産後ケアその他のサービスの提供に支障がないように注意すること。
- (2) 病院、診療所又は助産所に係る施設及び構造設備と産後ケアセンターに係る施設及

び設備との共用により、従業者の人員配置に変更のあるときは、医療法等に定める所要の変更手続を要すること。

- (3) 従業者数の算定に当たっては、それぞれの施設における勤務実態に応じて按分すること。ただし、管理者が常勤を要件とする場合について、病院、診療所又は助産所と併設する産後ケアセンターの管理者を兼ねている場合にあっては、当該者を常勤とみなして差し支えないこと。